

届出を要するもの

項目	組合種類	添付書類等	根拠法
役員変更	協同組合等	変更した事項を記載した書面並びに変更の年月日及び理由を記載した書面	組合法35の2
	協業組合	役員を選挙又は選任による変更の場合は、新役員を選挙した総会若しくは総代会又は選任した理事会の議事録又はその謄本を追加（変更後2週間以内）	団体法5の23
	商工組合	ただし、通常総会又は通常総代会において新たな役員を選挙、選任をした場合の総会又は総代会の議事録は省略できる。	団体法47
	信用協同組合 火災共済協同組合	常務に従事する役員を選任による変更の場合は、以上の書類の他、新たな常務に従事する役員の経歴書を追加（変更後2週間以内）	組合法35の2
決算関係書類	協同組合等	事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面、通常総会又は通常総代会の議事録又はその謄本（通常総会、通常総代会終了後2週間以内）	組合法105の2
	協業組合		団体法5の23
	商工組合		団体法71
組織変更	商工組合等（事協等から協業への変更を含む） 事協、企業組合、協業組合から株式会社への変更	登記簿謄本 株式任意、添付書類任意	団体法95、96、97 組合法100の14
組合員異動報告	商工組合	前事業年度における組合員の異動並びに商工組合にあっては新たに加入した組合員の資本の額又は出資の総額及びその者が常時使用する従業員数 商工組合では前事業年度において中小企業となった組合員及び中小企業者でなくなった組合員の氏名又は名称	団体法施行規則98
解散	事業協同組合等	解散の理由を明らかにする書面（解散の日から2週間以内）	組合法62
	協業組合		団体法5の23
	商工組合		団体法47
中小企業者以外の加入	事業協同組合 信用協同組合	定款、組合の事業規約、届出の原因となった組合員の最終の財産目録、貸借対照表、損益計算書（加入した日又は中小企業でなくなった日から30日以内に、公正取引委員会へ）	組合法7

注：組合は、これまで述べてきたとおり、法の規定等により、役員変更届、決算関係書類の提出等を所管行政庁に届出しなければなりません。その際その写しを中央会にも1部提出してください。（千葉県所管の組合は中央会に県の方も含めて正、副2部提出くだされば、本会で正を県に提出いたします。）

また、決算関係書類を提出する場合、法定されてはおりませんが、最新の組合員名簿を添付くださるようお願いいたします。

組合の許認可・届出事項

組合には、中小企業等協同組合法（組合法）および中小企業団体の組織に関する法律（団体法）によって、所管行政庁から認可や許可を受けなければならぬ事項または届出を要する事項等が決まっています。

たとえば、認可を必要とする事項としては組合設立、定款変更、共済規程、他の組合への組織変更などがあり、許可を必要とする事項としては倉荷証券の発行があります。届出を要する事項としては組合成立、役員変更、決算関係書類の提出などがあります。

これらの事項は、組合として守らなければならない事項であり、組合はそれぞれ法に定められた方法によって許認可等の申請または届出を行わなければなりません。

このほかにも、組合の事業実施に必要な事業免許や届出などがあります。たとえば、酒類、タバコ、医薬品の販売や飲食業、運送事業を行う場合などは、それぞれ関係法による許認可が必要ですし、組合設立後に税務署等に提出する法

人設立届、青色申告届や決算後に行なう税務申告などがあります。

次に、比較的多く発生する事項として、定款変更、役員変更、決算関係書類の提出について、そのポイントを述べます。

また、届出事項については次ページの表を参照してください。

定款変更

定款の変更は、総会において特別議決を必要とする重要事項であり、必ず行政庁の認可を受けてから施行することになります。このため、事前に中央会や所管行政庁と十分な打ち合わせをしておくことが認可を早く得るためには必要かと思えます。

定款変更の認可申請には、組合法施行規則第5条、団体法施行規則第1条の7に規定されている申請書と添付書類が必要です。

なお、認可されてから登記を要するものは、登記が完了して初めてその効力が生じることから、変更決議をした総会または総代会の後、速やかに申請すべきでしょう。

次に、添付書類について見てみましょう。

(1) 一般的事項の変更の場合

① 変更理由書 ② 変更しようとする箇所を記載した書面（変更条文の新旧対照表） ③ 定款変更を決議した総会または総代会の議事録（謄本でよい。）

(2) 事業計画、収支予算に係る変更の場合

〔1〕の①～③の添付書類に、次の書類を追加する。④ 定款変更後の事業計画書 ⑤ 定款変更後の収支予算書

(3) 出資1口の金額の減少に係る変更の場合

〔1〕の①～③の添付書類に、次の書類を追加する。④ 財産目録 ⑤ 貸借対照表 ⑥ 債権者に対して公告および催告をしたことを証する書面 ⑦ 異議を述べた債権者があったときは、弁済若しくは担保の提供若しくは財産の信託をしたことまたは出資1口の金額の減少をしてもその債権者を害する恐れがないことを証する書面

役員の変更

役員に変更があった場合は、変更のあった日から2週間以内に所管行政庁に届け出ることが定められ

ています。

役員の変更とは、役員の氏名または住所の変更があった場合、役員の変更または補充があった場合、代表理事の交代、役付理事の交代、役員が死亡または辞任した場合など役員に関する一切の変更をいいます。

決算関係書類の提出

決算関係書類は通常総会に提出し、承認を受け、総会終了の日から2週間以内に行行政庁に提出することが義務づけられています。

本誌で再三お知らせしているとおり、今年は3年に一度の休眠組合の整理を行なう年です。決算関係書類の提出を怠っていると、「行政庁は活動実態のない休眠組合とみなし、解散命令を発する場合があります」これまで決算関係書類の提出を怠っていた組合は、遺漏なきよう、必ず提出くださるようお願いいたします。

◎詳細については

指導相談室

TEL 043-242-3277

松戸支所

TEL 047-368-3692